

## 議案第16号

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年佐倉市条例第9号）第3条の規定により議会の議決を求める。

#### 1 取得する財産

夢咲くら館書架等備品

#### 2 取得の方法

一般競争入札による買入れ

#### 3 取得に要する金額

2億1,010万円

#### 4 取得に係る相手方

東京都港区高輪二丁目18番6号MEIHO高輪ビル5F

金剛株式会社 東京支店 支店長 塩見光信

令和3年11月22日提出

佐倉市長 西田三十五